

# 「北海道Ｌアラート利活用連絡会」 設置要綱

## 1 目的

北海道における災害情報共有システム（以下、「Ｌアラート」という。）が、地域の安心・安全に関する情報を迅速かつ細やかに伝達するツールとして一層の普及促進が図られるよう、これを利用する関係者相互の平時からの連携体制をより充実させ、Ｌアラートの円滑かつ効果的な利活用に向けた環境整備を推進する。

## 2 名称

本会の名称は、「北海道Ｌアラート利活用連絡会」（以下、「連絡会」という。）とする。

## 3 主な活動

- (1) 災害時においてＬアラートの情報を適切に伝達するための情報発信者及び情報伝達者の連携にかかる調整等
- (2) 災害時におけるＬアラートの円滑な運用を確保するための平時からの訓練
- (3) Ｌアラートに関する情報共有、普及及び啓発
- (4) その他連絡会の目的達成に必要な活動

## 4 構成員

- (1) 連絡会の構成員は、以下のとおりとする。
  - ①北海道管内における情報発信者及び情報伝達者
  - ②（一財）マルチメディア振興センター
  - ③北海道総合通信局
  - ④その他、連絡会の目的に賛同する機関
- (2) 連絡会への参加は、会長が決定し、連絡会に報告する。

## 5 役員

- (1) 連絡会に会長を置き、北海道総合通信局長がその任にあたる。
- (2) 会長は、連絡会を代表し、会務を総理する。

## 6 運営

- (1) 連絡会は、北海道総合通信局が開催する。
- (2) 連絡会は、年1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
- (3) 連絡会は、会長が招集する。
- (4) 会長は、連絡会の目的を達成するために必要があると認めるときは、作業グループを設置することができる。

7 解散

連絡会は、その目的が達成されたときに解散する。

8 事務局

連絡会の事務局は、北海道総合通信局に置く。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月25日から施行する。